



平成30年1月26日

岡山市消費生活センター

# 晴れ着のレンタルトラブルにあわないために！

今年の成人式の日、「晴れ着を予約していた業者と連絡が取れなくなり、多数の新成人に晴れ着が届かなかった。」という衝撃的な出来事が報道されました。

最近の成人式では、晴れ着の購入、レンタルのいずれも早い時期からダイレクトメールが送られてくるようです。

一口に晴れ着レンタルといっても、内容は業者によって様々です。トラブルにあわないために、契約前に十分な情報を集め、迷っているうちは契約しないようにしましょう。

## ◆◆契約前に注意すべきポイント◆◆

### その① レンタルされる商品の内容

衣装のほか小物を含め、何が「レンタルされる商品」に含まれるのか



### その② レンタル以外のサービスの内容

着付けや写真撮影など、どんなサービスがあるのか。

いわゆる「セットプラン」では、レンタルされる商品やレンタル以外のサービスの種類や数が多いため、契約内容を把握しにくくなり、消費者が依頼したつもりのないオプションなどの追加請求が発生し、トラブルとなる事例がみられます。

### その③ 料金

上記①②の「何」に対して「いくら」支払うのか。



### その④ レンタルの期間

貸出日と返却日。

### その⑤ 契約の成立時期～契約をせかされても、その場ですぐに契約しない！～

使用するのがたとえ2年先であっても、消費者と業者の双方が合意をすれば契約は有効に成立し、契約の内容次第では全額一括払いとなる場合もあります。早期の契約は、たくさんの衣装の中から自由に選べるなど有利な点に目が向けられがちですが、業者の倒産のような不測のリスクを長期間負うなど不利な点もあります。

### その⑥ キャンセル料は「いつ」から、「どのくらい」かかるのか。

解約やキャンセル料の規定を消費者が十分に認識しないまま契約し、後日解約の際にトラブルになることがあります。中には、法外なキャンセル料を請求された事例もあります。

※(独)国民生活センター・消費者庁イラスト集より

困ったときには消費生活センターにご相談ください。

岡山市消費生活センター	
電話	(086) 803-1109
相談日	月曜～金曜
時間	9時～16時

または

岡山県消費生活センター	
電話	(086) 226-0999
相談日	火曜～日曜
時間	9時～16時30分